

監 査 報 告 書

平成27年5月18日

学校法人 椋山女学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 椋山女学園

監 事 田 村 尚 子

監 事 兵 藤 平

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人椋山女学園寄附行為第18条に従い、学校法人椋山女学園の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）における財産目録及び計算書類を含めて、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

学校法人の業務についての監査を行った結果、学校運営面においては、入学者は学校単位ではほぼ順調に確保しているが、大学の一部の学部においては若干の厳しい状況が見受けられた。在籍する学生・生徒・児童・園児に対しては、学園の教育理念に基づき特色のある教育を施していることは評価できる。特に大学では、学士課程の質的転換を図るために「椋山女学園大学改革アクションプラン」を策定し、キャリア教育の充実を図るためのキャリア育成センターの設置や教養教育科目に「女性とキャリア」領域の設定、履修証明プログラムの開設、高大連携の促進など具体的な改革を行っていることは評価できる。大学院4研究科と7学部11学科を擁する女子総合大学として、今後もその使命を遂行することに期待する。高等学校・中学校・小学校・幼稚園では教育方針をしっかりと掲げて、その方針に基づく伝統的な取組を教育課程に取り入れて、継続して実施していることは評価できる。特に椋山女学園大学附属保育園が認可され、今後は0歳児から成人に至る教育を施す学園となることで一層の研鑽を期待したい。管理運営面においては、理事会及び評議員会を定期的実施して、各学校の経営を確実に遂行するとともに、内部監査や管理・監査のガイドラインに基づきコンプライアンスに努めており、学校法人としての社会的責任を果たしていることは評価できる。今後も事業計画に基づき事業を実施し、それを自己点検・評価することによって、学園経営のより一層の健全かつ持続的な発展を期待する。

学校法人の財産状況についての監査を行った結果、教育環境の整備を図ることに併せて、経常的経費の内、大学の図書費の在り方を見直し、大学図書館環境整備費を創設したほか、奨学資金の拡充を図るため第3号基本金の積み増しに着手したことは特筆することである。

財産目録及び計算書類においては、監査により正しく処理されていることが確認でき、学校法人会計基準に基づき適切に対応している。

長年の懸案であった図書の資産管理上の問題点の整理を完了したこと、予算段階で旧小学校校舎の除却により帰属収支差額がマイナスになる見込みであったものが、土地の売却もあり、帰属収支差額がプラスになったことは評価できる。しかし、学校によっては帰属収支差額がマイナス、さらに人件費比率も高い状況があるので、これらの点についての改善に尽力していただきたい。

以上により、学校法人の業務及び財産に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実がないことを認める。

以上